

若戸関連交通管理管制補助等業務（6－1） 仕様書

1 この仕様書は、北九州市が管理する若戸大橋及び新若戸道路（以下「道路」という。）における交通管理管制補助等業務（以下「業務」という。）に適用する。

交通管理管制補助等業務とは、交通管理管制補助業務及び道路保全業務を行うことをいう。

①若戸大橋（一般国道199号）

延長 約2.1km（北九州市戸畑区川代一丁目から若松区本町三丁目）

②新若戸道路（市道安瀬戸畑1号線） 自動車専用道路

延長 約2.1km（北九州市戸畑区大字中原から若松区北浜一丁目）

2 業務履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

■交通管理管制補助業務について

3 交通管理管制補助業務とは、交通管理、交通管制（以下「交通管理管制」という。）を行い、市職員（以下「監督員」という。）の業務を補助することをいう。

4 交通管制 管制室において、次に掲げる交通の管制に関する業務を行うことをいう。

- (1) 管制室のモニターテレビ等による交通流の常時監視及び通信施設を活用しての交通情報の収集
- (2) 収集した交通情報による適正な交通の制御、交通管理用自動車（以下「巡回車」という。）に対する所要処置のための通報、連絡並びに関係機関等への交通情報の提供
- (3) 無線電話、非常電話、業務用電話の送受信と必要な措置
- (4) 可変情報板等を活用した道路交通情報の提供
- (5) 異常事態の発生等、交通の危険と混雑が生じ又は生じるおそれがある場合の必要な措置並びに警察機関等に対する通報、連絡及び処置要請
- (6) 交通管制に関するその他の付随業務

5 交通管理 巡回車を使用して、次に掲げる交通管理に関する業務を行うことをいう。

- (1) 道路巡回 巡回車を使用し、定期又は臨時に巡回して交通の状況を監視するとともに道路上の落下物の拾得並びに道路舗装面の状況、標識等の道路構造物の異状を監視することをいう。
- (2) 交通監視 巡回車を使用し、道路上の要点及び道路交通の状況から必要と認められる地点等において交通の状況を監視することをいう。
- (3) 有事出動 道路上において法令違反（別表第1）及び交通事故、火災、異常事態（別表第2）並びにその他道路管理上の措置を必要とする事態の発生による現場出動をいう。
- (4) 交通誘導 有事出動の場合、安全確保のために交通規制に伴う交通誘導を行う。
- (5) その他 (1)～(4)の業務のほか、市が円滑に業務を行えるようにするための補助業務、並びに道路に密接に関連する他道路における上記業務を行う。

6 用語 この仕様書に使用する用語の定義は次に定めるものとする。

- (1) 隊長 現場責任者として副隊長及び隊員を指揮・命令する者をいう。
- (2) 副隊長 現場責任者代理として現場責任者の隊長の命を受け業務を行う者をいう。
- (3) 隊員 業務を遂行するために、現場責任者の命を受け業務を行う者をいう。
- (4) 巡回車 道路交通法施行令第13条第1項第九号に定める緊急自動車及び第14条の2に定める道路維持作業用自動車の指定を受けた普通自動車をいう。

7 道路における交通管理管制業務については、次に定めるところによる。

- (1) 監督員は、道路における交通管理管制業務の実施については、隊長に指令して行うものとする。

- (2) 監督員は、隊長が欠けたとき及び不在の場合は、あらかじめ隊長が指定する副隊長に指令するものとする。
- (3) 監督員の指令を受けた隊長は、本業務に従事中の副隊長、隊員を指揮し、適正な業務の遂行を図らなければならない。
- (4) 監督員の指令を受けた副隊長の職務は、7（3）を準用する。

8 受注者は、業務の実施にあたって、次のとおりの人員を配置し遂行するものとする。

区分	時間帯	交通管制	交通管理	計
昼間	午前8時30分から午後5時30分まで	1名	2名	3名
夜間	午後5時30分から翌日午前8時30分まで	1名	2名	3名

9 受注者は、次の各項目の業務を実施するものとする。

- (1) 巡回車による道路巡回業務は、原則として1日4回（昼間1回、夜間3回）とする。
- (2) 隊長は、監督員の指令に基づき、5（1）～（5）に定める業務を行うものとする。
- (3) 隊長は、15に定める（但し書きを除く）道路巡回業務中に監督員から業務指示書により指令されたときは、当該業務を一時中断し、巡回車を出動させ「別表第1及び第2」の要領により措置すること。
- (4) 隊長は、前項による場合のほか監督員から道路巡回業務の中止の指令を受けたときは、道路巡回業務を中止することができる。
- (5) 隊員は、巡回車を使用して、5（1）（2）の業務に従事中、「別表第1及び第2」に該当する事案を認知又は遭遇したときは、管制室に報告するとともに「別表第1及び第2」の要領より措置するものとする。

10 受注者は、業務に従事する隊員に対し受注者が発行する「身分証明書」と市が発行する「資格証明書」（様式第1号）を携帯させ、関係人からの呈示の請求があったときは、これを呈示しなければならない。また、委託期間が満了したときは速やかに市に資格証明書のみ返却するものとする。

11 受注者は、業務に従事する隊員に対し受注者が定めた制服を着用させるものとする。

12 業務に従事する者は、警備業法に定める教育を修了し、かつ次の定める業務経験等を有すること。また、受注者は、次に定めるものを契約期間中継続して配置すること。

- (1) 隊長または副隊長のいずれかの者のうち1名以上、及び交通管理業務に従事する隊員のうち1名以上は、過去5年間で継続して1年以上の交通管理業務の経験を有する者でなければならない。
- (2) 交通管理業務に従事する者うち1名以上は、交通誘導警備に係る1級検定合格者又は2級検定合格者でなければならない。
- (3) 交通管制業務及び交通管理業務に従事する者は、電波法第四十条第一項第四号ハに定める資格の取得に努めるものとする。

13 受注者は、業務に従事する隊員に対し労働安全衛生規則第44条及び第45条に定める健康診断を行わなければならない。

14 隊長は、巡回車による道路巡回業務を実施するときは、監督員の指定するAコース、Bコース、Cコースの巡回経路により行うものとする。9（1）の実施については、Aコースを1回、Bコースを2回、Cコースを1回とし、各コースは次に定めるとおりとする。

Aコース：事務所駐車場→一般道→新若戸道路（ONランプ→下り線→浜町3丁目交差点転回→上り線→OFFランプ）→一般道→若戸大橋（Fランプ→下り線→一般道若松駅西交差点転回→上り線→Bランプ）→一般道→事務所駐車場

Bコース：事務所駐車場→一般道→新若戸道路（ONランプ→下り線→浜町3丁目交差点転回→上り線→Aランプ→北九州都市高速道路2・3号上り線→下到津ランプ転回→北九州都市高速2・3号下り線→Cランプ→下り線→浜町3丁目交差点転回→上り線→OFFランプ）

→一般道→若戸大橋（Eランプ→下り線→一般道若松駅西交差点転回→上り線→Aランプ）→事務所駐車場

Cコース：事務所駐車場→一般道→新若戸道路（ONランプ→下り線→浜町3丁目交差点転回→上り線→OFFランプ）→一般道→若戸大橋（Dランプ→下り線→一般道若松駅西交差点転回→上り線→Cランプ）→一般道→事務所駐車場

- 15 隊長は、5（1）～（4）業務の実施は、原則として2名1組で行わせるものとする。但し、監督員の指令に基づくとき若しくは監督員が同乗するときは、この限りではない。
- 16 隊長は、5（1）～（4）及び9（1）～（5）に規定する業務の実施に際し、次に該当する場合は、市が管理する通信施設及び巡回車に搭載されている通信機器を使用して遅滞なく監督員に報告するものとする。ただし夜間は別途指示するものとする。
 - （1）基地から出発するとき及び帰着したとき。
 - （2）監督員が指定する地点に到着又は通過したとき。
 - （3）別表第1及び第2に定める事案の着手及び措置を終了したとき。
 - （4）9（4）に定める事由により業務を中断したとき又は再開したとき。
 - （5）9（3）に基づき出動するにあたり、交通渋滞その他の事由により指令現場への到着が遅延するおそれがあるとき。
- 17 隊長は、通信施設及び巡回車搭載の通信機器等を使用するにあたり、隊員に対し、無線関係諸規定を遵守するよう指導を徹底しなければならない。
- 18 隊長は、業務に従事する隊員の勤務計画書（様式第4号）を作成し、当該月の前月25日までに監督員に提出しなければならない。勤務計画書に変更が生じたときは、文書等の方法により速やかに通知しなければならない。
- 19 隊長は、巡回車を使用し業務に従事する隊員に対し、交通事故防止のための道路交通法令等関係法令に基づいた安全運転に関する指導を徹底させ、交通事故防止に努めなければならない。
- 20 受注者は、次のとおり市と相互に連携し、協力するものとする。
 - （1）受注者は、有事出動に関し市の要請があったときは、協力体制を整え、要請から1時間以内に交通誘導を行うよう努めるものとする。
 - （2）受注者は市と常に緊密な連携を保ち、市の業務に関する調査及び広報等に協力するものとする。
 - （3）受注者は、業務の実施にあたり警察、消防、JAF等関係機関に協力しなければならない。
- 21 受注者は、次のように報告書等を提出するものとする。
 - （1）隊長は、毎日の業務の処理状況について、交通管理等業務日誌（様式第2号）、巡回管理業務日誌（様式第7号）を作成し、翌日の午前9時30分までに監督員に提出するものとする（電子送付でも可とする。その際、交通管理等業務日誌（様式第2号）の受注者の責任者欄に署名または押印がなくてもよい。なお、署名または押印をした紙面提出は、翌月の5日までにまとめて提出する）。また、月次報告書（様式第3号）、事案対応件数表、交通事故発生一覧表、若戸大橋事故発生箇所図【年度、通年（H24～）】、若戸トンネル事故発生箇所図【年度、通年（H24～）】、通行止実施一覧表（落下物等処理、事前災害・事故等）、不法行為事案集計表、不法行為集計表（逆走、歩行者・自転車進入、その他、125cc以下二輪車侵入）、防災体制及び雪氷体制一覧表を作成し、翌月の5日までに監督員に提出するものとする。
 - （2）隊長は、21（1）に定めるもののほか、監督員が特に指示した緊急事案処理表（様式第5号）、道路損傷等現認書（様式第6号）については、遅滞なく作成し、監督員に提出するものとする。
 - （3）隊長は、21（1）（2）の実施にあたっては、必要に応じて現場写真を添付するものとする。
 - （4）18、21（1）（2）、（3）の提出書類は、監督員より指示があった場合、先に電子送付を行う。
- 22 受注者が当該業務を遂行するために必要なものは次に定めるものとする。

- (1) 巡回車については、業務に使用する市所有のものは借り受けるものとする。
- (2) 本業務を実施するために必要な施設については、無償で貸与し使用させるものとする。
 - ア 受注者は、この施設を業務以外の目的に使用し又は転貸し若しくは担保に供してはならない。
 - イ 受注者は、この施設を善良な管理者の注意をもって管理し、維持修繕等に要する費用負担については必要に応じて別途協議し定めるものとする。
 - ウ 受注者は、この施設を利用する範囲の清掃を行う事、また、業務以外で受注者により発生したゴミは、受注者の責任において適切に処分する事。
 - エ 受注者は、業務履行期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、施設を速やかに返還しなければならない。
- 2.3 受注者は、業務において使用する車両（リース車は除く）について、自動車任意保険及び賠償責任保険に加入しその写しを市に提出するものとする。
- 2.4 受注者は、本業務の遂行に必要な訓練及び研修等の実施計画書並びに警備業法施行規則第66条第1項第四号及び第五号に定める計画書を業務開始後すみやかに市に提出するものとする。
 - (1) 受注者は、実施計画書に基づき指導教育を実施するものとする。
 - (2) 指導教育の実施にあたっては、この業務に必要な技術指導及び業務の目的、意義について十分な理解と意識づけに努めなければならない。
- 2.5 受注者は次年度の業務に支障を及ぼすことがないよう確実に引き継ぎを行うこと。
- 2.6 隊長は、業務に従事する隊員に対し、次の各項目を遵守するよう指導しなければならない。
 - (1) 礼節を重んじ、何人に対しても親切な態度で応対すること。
 - (2) 巡回車本体及び巡回車に搭載している交通管理用装備品の整備、整頓及び清掃等に努め、業務に支障を及ぼすことのないようにすること。
 - (3) 勤務交替にあたっては、業務に支障を及ぼすことのないよう確実な引継ぎを行なうこと。

■道路保全業務について

2.7 作業頻度は次のとおりとする。

【標準作業頻度一覧表】

工種		若戸大橋	新若戸道路	
路面清掃工	路面清掃（機械）	1回/週	1回/2週	
	路面清掃（人力）	-	1回/年	
	非常駐車帯清掃（人力）	1回/月	-	
	域内清掃（緑地）	1回/2週	-	
	標識清掃	1回/年	1回/年	
	壁面清掃（トンネル清掃車）	-	1回/年	
排水施設清掃工等	側溝清掃（人力蓋無し）	1回/年	1回/年	
	側溝清掃（人力蓋有り）			
	側溝・暗渠清掃（機械）			
	集水樹・街渠樹清掃（人力）			
	集水樹・街渠樹清掃（機械）			
	橋梁集水樹清掃（人力）			-
	橋梁排水管清掃			-
	主塔水平材清掃（FJ）			-
主塔検査路レーシング点検	-			
樹木・芝生管理工	樹木選定	1回/年	-	
	道路除草	1回/年	-	
	除草剤散布（芝）	3回/年	-	
応急処理事業工	緊急作業（事故・補修等）	発生の都度		
緊急対策工 （雪氷・台風等）	労務員作業・拘束	発生の都度		
	作業機械（雪氷）	雪氷対策期間		

一覧表は、あくまで標準の作業頻度であり、大規模工事の影響でスケジュール通りの作業ができない場合もある。この場合は、作業時期・範囲及び頻度について、監督員と協議の上変更するものとする。夜間作業は22：00～翌5：00とする。

28 主な作業内容については、次の各項目のとおりとする。

(1) 清掃作業

ア 路面清掃（機械ブラシ式）

スウィーパーによる路面清掃をいい、その範囲は本線（走行車線・追越車線）及びランプ部の路肩と周辺部である。

イ 路面清掃（人力式）【ランプ部】

人力による清掃をいう。作業は主として路面に散乱する積荷の落下物及び投棄物等、車両の走行支障となる障害物をトラックで搬出するものとする。

ウ 非常駐車帯清掃（人力式）

非常駐車帯の人力による清掃をいう。作業は主として非常駐車帯内に散乱するゴミ及び土砂を集積しトラックで搬出するものとする。

エ 域内清掃（緑地）

作業は人力により行い、受注者は域内を巡回し域内（緑地）に散乱しているゴミ・空き缶等を集積し、これらの処理を行う。

オ 標識清掃（頭上案内標識、路肩案内標識）

作業は人力により行い、案内、規制、警戒、補助、視線誘導標識等の表面を洗剤を用いて水洗いする。尚、頭上案内標識においては、リフト車を使用するものとする。

カ 壁面清掃

若戸トンネル内の壁面部（耐火板・タイル）に付着している汚れをトンネル清掃車等にて清掃する作業である。

キ 集水桝清掃

集水桝内の堆積物を人力又は機械にて清掃する作業である。

ク 側溝清掃

路肩排水溝、のり面のり尻排水溝、暗渠等を人力又は機械により清掃する作業である。

ケ 橋梁集水桝清掃

橋梁高架部の集水桝及び排水管を清掃する作業である。排水管は、通水を行い目詰りがないことを確認する。

コ 橋梁排水管清掃

埋設排水管、中央分離帯埋設排水溝等を排水管清掃車（ジェットクリーナー等）を使用して通水し、清掃する作業である。

サ 主塔水平部材清掃

主塔フィンガージョイント下部の水平部材に堆積している土砂、ゴミ等を人力にて清掃する作業である。

シ 検査通路グレーチング止め金具点検作業

若戸大橋吊橋部検査通路のグレーチング止め金具の緩みを点検ハンマーを用いて点検し、緩んでいる場合は、増し締めを行う作業である。

(2) 植栽作業

ア 樹木剪定

樹木の枝梢の刈込み、切取り、枝抜き等の作業をいい、作業に関しては、樹木の目的とする諸機

能の維持、向上と美観を考慮するとともに、植栽環境や育成状態から、その樹木及び樹木群落固有の樹姿に応じた剪定を行うものとする。

イ 除草剤散布

土壌処理剤、茎葉処理剤等の除草剤及び植物生長調節剤を散布する作業をいう。

作業にあたっては、農薬取締法及び関係省令並びに毒物劇物取締法並びに同法施行令の規定に従うとともに、住宅地、一般車両、人畜、農作物等に飛散して被害の生じることのないように十分に注意しなければならない。なお、第三者に対して薬剤散布に起因する被害を与えた場合には、速やかに監督員に報告するとともに、被害については受注者の責任において措置しなければならない。

(3) 応急処理事業

ア 交通事故等復旧作業

交通事故等により損壊した道路の機能を復旧させる作業である。

イ 交通事故清掃及び交通規制作業

交通事故等により必要な交通規制、後尾警戒及び事故清掃を行う作業である。

ウ 道路維持に必要な緊急作業

道路を維持するために必要な緊急性のある作業である。

エ 災害応急復旧作業

台風、地震、大雨、降雪、落雷等の災害によって損壊した道路の機能を応急的に復旧させる作業である。

オ 災害及び災害予防のための通行止め作業

上記の災害等により、緊急に通行止めを行う作業である。

カ 落下物、事故対応等作業

落下物、事故対応等の対応を行う作業である。

(4) 緊急対策作業（雪氷・台風等）

ア 雪氷対策

受注者は雪氷対策期間中（12月1日～3月20日）、監督員からの出動要請に対し速やかに対応できるよう、十分な体制をとるものとする。

凍結防止作業は、作業性、迅速性の優れた溶液散布を主体とする。ただし、路面が降雪等で湿潤状態または積雪の恐れがある場合は、湿塩の効果が著しく損なわれるため、積雪時の通行を確保するための固形剤散布又は条件付除雪を行うものとする。

イ 台風等対策

受注者は台風の接近等が予想される場合、監督員からの出動要請に対し速やかに対応できるよう、十分な体制をとるものとする。

29 本業務は、本特記仕様書を含む設計書による他、次の各項目によるものとする。

- (1) 北九州市土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）
- (2) 北九州市土木工事施行管理基準
- (3) 労働安全衛生法
- (4) 土木工事安全施工技術指針（平成29年3月、国土交通省大臣官房技術調査課）
- (5) 建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示496号令和元年9月2日付）
- (6) 建設副産物適正処理推進要綱（建設省事務次官通達平成14年5月30日付）
- (7) その他関連法規、資料

- 30 受注者は、業務の実施にあたって、次のとおり遂行するものとする。
- (1) 受注者は、本業務に従事する人員、車両等の責任者を監督員に届けなければならない。
 - (2) 受注者は、監督員からの緊急連絡に常に対応できるよう緊急出動体制を確立しなければならない。
 - (3) 受注者は、監督員が指示してから1時間以内を目標に指定する現場に集合し、監督員の指示により速やかに業務等を施工しなければならない。
 - (4) 受注者は、業務完了後、監督員に速やかに完了届及び関係書類を提出しなければならない。
 - (5) 受注者は、業務を行うにあたり必要な諸手続きを行わなければならない。
- 31 交通事故復旧作業以外の維持修繕作業の履行により発生した材料について、受注者は監督員の指示に従い引き渡し及び処理するものとする。
- 32 本業務にて発生した建設副産物について、設計書に記載されていない廃棄物は、監督員と協議して処理するものとする。
- 33 保安に関しては、各項目のとおりとする。

(1) 交通規制の種別

ア 維持修繕作業の履行に伴う交通規制の種別は、原則次のとおりとする。

工 種	若戸大橋		新若戸道路	
	本線・ランプ部		本線	ランプ部
路面清掃（機械）	移動規制		移動規制	移動規制

イ 記載されていない作業で規制が必要な場合は、別途監督員と協議して定めるものとする。

(2) 交通規制時間

交通規制時間帯は、原則下記のとおりとし時間内に規制を解除しなければならない。

規 制 時 間 帯	備 考
9：00～16：00	※緊急時は除く

(3) 後尾の安全対策

受注者は、交通規制に伴う渋滞発生時またはその恐れのある場合は、監督員の指示に従い渋滞後尾に後尾警戒車を配置しなければならない。

(4) 一般通行車に対する安全対策

受注者は、規制先端部（テーパー部）の更に100m及び50m手前に矢印板を設置し、一般通行車両等に対し車線減少の予告措置を講じなければならない。

(5) 緊急時の対応

受注者は、工事規制による著しい渋滞もしくはその恐れのある場合や交通の危険及び異常気象時には、監督員の指示により工事を中止するか一時規制を解除する措置を講じなければならない。これに要する費用は、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

(6) 道路占用物等損傷事故防止

ア 受注者は、道路に埋設あるいは添架されている道路占用物等の損傷事故を防止するため、占用物等の近接箇所において工事施工する際は、万全の措置を講じなければならない。

イ 受注者の瑕疵により道路占用物を損傷した場合、受注者がその損害を賠償しなければならない。

(7) 通行止め

受注者は、災害及び交通事故等により道路を通行止めする必要があるときは、監督員の指示のもと適切に交通保安員等を配置しなければならない。

34 作業の細部内容については、各項目のとおりとする。

(1) 植栽作業（統一事項）

ア 作業時期

植栽作業時期は関連作業及び規制時期等を調整し工程表を監督員に提出、承諾を得ること。

イ 使用材料の承諾等

樹木薬剤散布、除草剤散布等で使用する農薬は農林水産省の農薬登録の写しを監督員に提出するものとする。

(2) 樹木剪定

ア 剪定方法は、契約項目による作業方法に準じて行うものとするが、トリマーやチェーンソーの機械を使用して行う場合は必要に応じて、鋏を用いて細部の整形及び枝抜き、防腐用薬剤の塗布を行うものとする。

イ 剪定時につる性植物（クズ）等の阻害要因は、鋏等を用いて根元より切除するものとする。

ウ 剪定時に枯損等による数量が異なる場合は監督員に書面をもって報告するものとする。

(3) 除草工

実施後は展開図を作成し提出すること。

(4) 除草剤散布

ア 除草剤散布に使用する薬剤の組合せ及び標準使用量は、次のとおりとする。

面散布

(kl 当り)

区分	項目	使用薬剤	使用薬量	水量	ha 当り 散布量	展着剤	飛散 防止剤	着色剤
芝生 管理	芝初夏	フサスルホン剤 (シバゲンDF)	0.1kg	1,000L	2,000L	○	○	○
		アシュラム液剤 (アージラン液剤)	3 L					
		トリクロピル溶液 (サイトロアミン溶液)	1 L					
	芝秋	メプロップ P カリウム塩液剤 (一本締液剤)	2.5L	1,000L	2,000L	○	○	○
		イサキ・ペンテメタリン水和剤 (オプIIフロアブル)	2.5L					
	芝冬	アシュラム液剤 (アージラン液剤)	3 L	1,000L	2,000L	○	○	○
ペンテメタリン水和剤 (ウェイアップフロアブル)		3 L						

※着色剤は連絡施設と拡幅中分のみとする。

展着剤、飛散防止剤は、散布水量1kl 当り0.25Lとする。

イ 除草剤散布は、作業方法により下記のとおり区分する。

加圧式噴霧器又は散水車で全面散布を行う。

項目	対象場所	主な対象	適期	摘要
芝初夏	芝生	一般雑草	6～7月	春～初夏の雑草防除
芝秋	芝生	一般雑草	9～10月	冬草発芽前に散布
芝冬	芝生	冬春草	1～2月	春草発芽前に散布

ウ 作業上の注意

(1) 除草剤散布において、梅雨期（6～7月）に実施する場合は散布後1日間（24時間）降雨のない時期を選んで行うことができるものとする。

(2) 着色剤使用については、連絡施設と拡幅中分のみとし、それ以外で使用する場合は監督員の指示によるものとする。

3.5 緊急対策作業（雪氷）

(1) 作業機械の種類及び拘束期間は、原則次のとおりである。

基地	機 種	規 格	台数	拘束予定期間	摘 要
若戸大橋	凍結防止剤散布装置	車載ホッパー2.5m ³	1	12月1日 ～3月20日 (110日)	左記期間は 雪氷施設横 に常駐
	凍結防止剤散布車	3,800L	1		
	クレーン付トラック	4t積, 2.9t吊	1		

(2) 連絡員・労務員拘束の期間、人員数等は原則次のとおりである。

ア 労務員拘束（招集）

拘束予定期間：12月1日～3月20日

【体制による基本配置人員】

単位（人）

体制種別	E, D体制	C体制	B, A, 非常体制
連絡員	1	1	1
普通作業員	1	2	2
一般運転手	2	4	6
運転助手	1	2	3
計	5	9	12

イ 人員は、上記の表を基本とするが天候や路面状況等により適宜増減するものとする。

なお、労務員は監督員の招集指示を受けてから1時間以内を目標に集合し出勤体制のとれる労務員を選定するものとする。

ウ 受注者は、契約締結後速やかに上記条件を満たす労務員の手配計画を監督員に提出するものとする。

エ 体制の指示については、雪氷対策期間中、毎日16:00～16:30に決定・通知するものとする。なお、体制の解除については、その都度指示するものとする。

(3) 雪氷体制時の労務員の拘束時間については、1体制あたり原則最低2時間は確保するものとし、気象状況の変化等を考慮した上、拘束時間を変更するものとする。

なお、拘束時間の開始時間については、監督員の指示した時間による。

(4) 使用する凍結防止剤については、市が支給するものとする。

3.6 緊急対策作業（台風等）

(1) 連絡員・労務員拘束の員数等は次のとおりである

ア 労務員拘束（招集）

台風の接近等が予想される場合の強風に伴う通行止め作業に備えた労務員拘束（招集）は、以下の人員を基本とし、通行止めの対象や作業内容に応じて適宜減ずるものとする。

体制種別	待機
連絡員	2
普通作業員	4
一般運転手	6
交通誘導員	3
計	15

イ 体制の指示については、雪氷対策に準ずるものとする。

3.7 応急処理

(1) 交通事故等復旧作業

ア 交通事故等により損傷した道路構造物及び付属物を、設計図書及び監督員の指示に従って機能復旧するものをいい、対象構造物は以下のとおりである。

・防護柵、立入防止柵、視線誘導標、距離標、標識等

イ 交通事故清掃及び交通規制作業

・交通事故等により発生した路面上の散乱物を除去・清掃し、二次災害を防止すること。

・交通事故等により、必要な交通規制及び車両の後尾警戒を行うこと。

ウ 道路維持に必要な緊急作業等

監督員の指示のもと、道路維持に必要な緊急作業を行うこと。

エ 災害応急復旧作業

災害発生時には、早急に現地に集合し、監督員の指示のもと、必要な措置を取ること。

・緊急道路点検、通行止め等

オ 落下物、事故対応等作業

受注者は、落下物の除去、交通事故、故障車の後尾警戒等、監督員の指示のもと、必要な措置をとること。

カ 緊急時の対応

・受注者は、平日昼間において、落下物の除去、交通事故、故障車の後尾警戒等、二次災害に繋がる緊急事象について、監督員から現地集合の指示を受けた場合は、速やかに集合し業務を遂行しなければならない。

・受注者は、平日夜間及び休日における緊急時の対応について、監督員から現地集合の指示を受けた場合は、1時間以内を目標に集合し業務を遂行しなければならない。

3.8 補足事項

(1) 道路維持作業用自動車指定

受注者は、本業務に必要な車両について、道路交通法施行令第14条の2の規定に従い、道路維持作業用自動車指定を受けなければならない。

(2) 騒音及び振動の防止

受注者は建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年4月16日）、関連法案並びに共通仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

3.9 砂塵等の防止

受注者は、工事用機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさない様、善良な管理を実施するものとする。

4.0 その他

仕様書及び特記仕様書に定めのない事項または疑義を生じた事項については、市と受注者双方協議して定めるものとする。

4.1 委託料の支払方法

委託料の支払いは、年4回払い（四半期毎）とする。

法令違反事項の通報及び処置

別表第1

法令違反の事項	通 報 内 容	処 置 内 容
1. 車両制限令第3条第1項に定める車両の諸元を超える車両	<ol style="list-style-type: none"> 1. 通行日時及び通行場所 2. 当該車両の車種、車両番号及び違反内容 3. 道路監理員の出動の可否等 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 非常駐車帯等、適当な停止位置に誘導停車を求める。 2. 車検証、送り状等及び計測器により測定し違反内容を確認し、出口から出路するよう指導する。
2. 特殊車両の通行許可条件に違反した車両	<ol style="list-style-type: none"> 1. 通行日時及び通行場所 2. 当該車両の車種、車両番号及び違反内容 3. 道路監理員の出動の可否等 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 許可書及び添付書類等により違反内容を確認すること。 2. 許可条件の遵守を促し応じない場合は、市に必要な措置を要請すること。
3. 積載不良車両	<ol style="list-style-type: none"> 1. 通行日時及び通行場所 2. 当該車両の車種、車両番号及び積載物の状況 3. 道路監理員の出動の可否等 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 積載不適当な車両を発見した場合は、非常駐車帯等適当な停止位置に誘導すること。 2. 積載方法の是正を指導し、違反が解消された後通行を継続させること 3. その場で積載方法の是正ができない場合は、市に必要な措置を要請すること。
4. 道路に関する禁止行為	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行為の発見日時及び行為の場所 2. 禁止行為の状況 3. 道路監理員の出動の可否等 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行為の中止を促し、応じない場合は、市に必要な措置を要請すること。
5. 交通に支障を及ぼす駐停車	<ol style="list-style-type: none"> 1. 駐車等の発見日時及び駐車等の場所 2. 駐車等の車種、車両番号 3. 放置車両についてはレッカー車の出動の可否等 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当該車両に対して発進を促し、応じない場合は、市に必要な措置を要請すること。
6. 通行の禁止及び制限区域への進入等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 通行日時及び通行場所 2. 当該車両の車種、車両番号及び通行の状況 3. 道路監理員の出動又は警察官への通報の可否等 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 禁止又は制限区域外への退去を促し、応じない場合は、市に必要な措置を要請すること。
7. 人の違法進入及び自転車、原動機付自転車の違法通行	<ol style="list-style-type: none"> 1. 通行日時及び通行場所 2. 通行の状況 3. 道路監理員の出動の可否等 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路外への退去を促し、応じない場合は市に必要な措置を要請すること。

異常事態の通報及び処置

別表第2

異常事態の種別	通 報 内 容	処 置 内 容
1. 交通事故 車両火災又は沿道 火災	1. 発生時分及び発生場所 2. 死傷者数及び負傷の状況 3. 救急車（火災時・消防車）の出動の要否 4. 当該車両の車種、登録番号及び損傷状況 5. レッカー車の出動の要否 6. 路上散乱物（路面流出物を含む）の状況 7. 道路維持清掃業者の出動の要否 8. 道路施設の損傷の有無 9. その他交通事故（火災）の状況及び現場の交通状況 10. 道路監理員の出動の要否 11. 事故車両が危険物を積載しているときは、その品名及び数量 12. 事故車両が速やかに処置しなければならぬ貨物等を積載しているときは、その品名及び数量 13. その他必要事項	1. 交通整理の必要があるときは、市が定めるところにより車両の誘導を実施すること。 2. 消防等の行う救急活動に協力するとともに、負傷者以外の同乗者を安全な場所に誘導すること。 3. 事故車両の移動等の応急処置をするとともに、これをJAF等が排除するときは、その作業に協力すること。 4. 散乱物等を排除すること。 5. 軽微な損傷については、応急的な清掃を行うこと。 6. 汚損、損傷した原因者から、道路損傷等現認書（市所定様式）を徴すること。 7. （火災時）道路敷内の火災について初期消火が可能なときは形態又は備付の消火器で消火作業に協力すること。
2. 交通に支障を及ぼす故障車（放置車両を含む）	1. 発生時分及び発生場所 2. 故障車両の車種、登録番号 3. 故障状況 4. 駐車場所及び状況（運転者の有無を含む） 5. 修理業者の出動の要否 6. JAF等クレーン車の出動の要否 7. その他必要事項	1. 交通整理の必要があるときは、市が定めるところにより車両の誘導を実施すること。 2. 故障車両の移動等の応急処置をするとともに、これをJAF等が排除するときは、その作業に協力すること。
3. 交通渋滞	1. 発生時分及び発生場所 2. 交通渋滞の原因、状況及び解消の見通し。 3. その他必要事項	1. 交通渋滞が著しいときは必要に応じてその原因の解消の見通し等について、マイク等により通報すること
4. 異常気象	1. 発生時分及び発生場所 2. 異常気象の種類及び状況 3. 薬剤散布等の対策の要否 4. その他必要事項	1. 交通整理の必要があるときは、市が定めるところにより車両の誘導を実施すること。 2. 必要に応じてマイク等により、通行者に異常気象の状況について注意を喚起すること。